（その1）

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
レ	レ	はず	せず	○	

平成28 年分
（ 開催分）

（ふりがな） こみゅにてぃ・しんくたんくをつくるかい

1 政治団体の名称 コミュニティ・シンクタンクをつくる会

2 主たる事務所の所在地 福島県郡山市富久山町八山田字前林10-4
光ビル101

3 代表者の氏名 山口 和之

4 会計責任者の氏名 前野 登

事務担当者の氏名

松島 順子

（電話） 090-3363-8824

（電話）

（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類 参議院議員
（現職・候補者の別） （現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名 山口 和之

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 山口 和之

公職の種類 参議院議員
（現職・候補者の別） （現職）

公職の候補者の氏名（2人目）

公職の種類
（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（3人目）

公職の種類
（現職・候補者の別）

受付 29.6.23 収支公開室 第 号

29.5.31 収受

2289

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合2つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合2つめ以降の期間）

101820

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	9,800,000
（前年からの繰越額）	9,800,000
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	4,653,318
翌年への繰越額	5,146,682

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	0	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,967,600	0	
(2) 光熱水費	125,661	0	
(3) 備品・消耗品費	830,938	0	
(4) 事務所費	316,915	0	
小計	3,241,114	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,412,204	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,412,204	0	
合計	4,653,318		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	125,661				
	合計	125,661				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	事務用品代	24,624	H28/1/13	ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏｰﾄ㈱	東京都江東区豊洲3-2-3　豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
2	ｺﾋﾟｰ機ﾒﾝﾃﾅﾝｽ代	12,210	H28/1/6	富士ｾﾞﾛｯｸｽ東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
3	事務用品代	23,531	H28/2/5	ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏｰﾄ㈱	東京都江東区豊洲3-2-3　豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
4	ｺｰﾋｰ代	10,549	H28/2/29	ｵｰｼｰｴｽ東都㈱	東京都葛飾区堀切5-42-1	
5	事務用品代	12,211	H28/3/7	ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏｰﾄ㈱	東京都江東区豊洲3-2-3　豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
6	ｴｱｺﾝ清掃	18,360	H28/4/18	㈱ｵﾘｰﾌﾞｵｲﾙ	福島県福島市仁井田谷地南15-4	
7	ｺﾋﾟｰ機ﾒﾝﾃﾅﾝｽ代	30,875	H28/4/6	富士ｾﾞﾛｯｸｽ東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
8	ﾄﾅｰ代	28,738	H28/4/22	㈱ﾋﾟｰｼｰﾃﾞﾎﾟｽﾄｱｰｽﾞ	福島県福島市吉倉字前27-1	
9	ｺﾋﾟｰ機ﾒﾝﾃﾅﾝｽ代	13,468	H28/5/6	富士ｾﾞﾛｯｸｽ東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
10	事務用品代	15,880	H28/7/8	ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏｰﾄ㈱	東京都江東区豊洲3-2-3　豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
11	飲料代	11,508	H28/9/30	ｵｰｼｰｴｽ東都㈱	東京都葛飾区堀切5-42-1	
12	ｺﾋﾟｰ機ﾒﾝﾃﾅﾝｽ代	12,317	H28/9/6	富士ｾﾞﾛｯｸｽ東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
13	消耗品	14,043	H28/10/5	ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏｰﾄ㈱	東京都江東区豊洲3-2-3　豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
14	消耗品	14,429	H28/11/7	ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏｰﾄ㈱	東京都江東区豊洲3-2-3　豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
15	ｺﾋﾟｰ機ﾒﾝﾃﾅﾝｽ代	11,199	H28/12/6	富士ｾﾞﾛｯｸｽ東京㈱	東京都新宿区西新宿6-14-1	
	この頁の小計	253,942				
	その他の支出	576,996				
	合計	830,938				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	書籍代	23,328	H28/5/31	㈱クマノミ出版	京都府長岡京市久貝2-7-29-109	
2	税理士手当	97,790	H28/7/29	慶徳税務会計事務所	福島県郡山市亀田西66-3	
3	源泉税	10,210	H28/8/1	郡山税務署	福島県郡山市堂前町20-11	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	131,328				
	その他の支出	185,587				
	合計	316,915				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	19,610				
	合計	19,610				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	宿泊費(福島ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟﾚｽ)	38,705	H28/2/	福島ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟﾚｽ	福島県福島市太田町13-53	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	38,705				
	その他の支出	181,441				
	合計	220,146				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					賃借料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	駐車場賃借料(有)紺野企画)	14,040	H28/1/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
2	家賃代(ｸﾞﾘｰﾝ興建)	66,000	H28/2/25	ｸﾞﾘｰﾝ興建(株)	福島県福島市方木田字辻10-12 ﾏｯｸﾋﾙｽﾞ方木田1F	
3	駐車場賃借料(有)紺野企画)	14,040	H28/2/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
4	家賃代(ｸﾞﾘｰﾝ興建)	66,000	H28/3/25	ｸﾞﾘｰﾝ興建(株)	福島県福島市方木田字辻10-12 ﾏｯｸﾋﾙｽﾞ方木田1F	
5	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/3/14	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
6	駐車場賃借料(有)紺野企画)	14,040	H28/4/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
7	家賃代　(株)桜	66,000	H28/4/25	(株)桜	福島県福島市陣場町7-30	
8	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/3/28	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
9	家賃代　(株)桜	66,000	H28/5/25	(株)桜	福島県福島市陣場町7-30	
10	駐車場賃借料(有)紺野企画)	14,040	H28/5/26	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
11	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/4/27	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
12	駐車場賃借料(有)紺野企画)	14,040	H28/6/24	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
13	家賃代　(株)桜	66,000	H28/6/24	(株)桜	福島県福島市陣場町7-30	
14	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/5/27	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
15	駐車場賃借料(有)紺野企画)	14,040	H28/7/25	(有)紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
	この頁の小計	470,400				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					賃借料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	家賃代　㈱桜	66,000	H28/7/25	㈱桜	福島県福島市陣場町7-30	
17	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/6/27	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
18	駐車場賃借料(㈲紺野企画)	14,040	H28/8/25	㈲紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
19	家賃代　㈱桜	66,000	H28/8/25	㈱桜	福島県福島市陣場町7-30	
20	駐車場賃借料(㈲紺野企画)	14,040	H28/9/23	㈲紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
21	家賃代　㈱桜	66,000	H28/9/23	㈱桜	福島県福島市陣場町7-30	
22	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/8/29	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
23	家賃代　㈱桜	66,000	H28/10/25	㈱桜	福島県福島市陣場町7-30	
24	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/9/27	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
25	家賃代　㈱桜	66,000	H28/11/25	㈱桜	福島県福島市陣場町7-30	
26	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/11/10	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
27	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/11/28	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
28	家賃代　㈱桜	66,000	H28/12/22	㈱桜	福島県福島市陣場町7-30	
29	事務用機器ﾘｰｽ代	14,040	H28/12/27	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL㈱	東京都港区西新橋1-3-1	
30	家賃代(ｸﾞﾘｰﾝ興建)	66,000	H28/1/25	ｸﾞﾘｰﾝ興建㈱	福島県福島市方木田字辻10-12　ﾏｯｸﾋﾙｽﾞ方木田1F	
	この頁の小計	574,320				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					賃借料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
31	駐車場賃借料(侑紺野企画)	14,040	H28/3/25	侑紺野企画	福島県福島市三河北町2-16	
32						
	この頁の小計	14,040				
	その他の支出	72,000				
	合計	1,130,760				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					振込手数料	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	41,688				
	合計	41,688				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　5月　30日

政治団体の名称　コミュニティ・シンクタンクをつくる会

会計責任者の氏名　前野　登

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成29年5月25日

コミュニティ・シンクタンクをつくる会
代表　山口　和之　　殿

登録政治資金監査人
登 録 番 号　第　3282　号
研修修了年月日 平成21年12月18日

1 監査の概要

（1） 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、コミュニティ・シンクタンクをつくる会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2） この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3） 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4） この政治資金監査は、コミュニティ・シンクタンクをつくる会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1） 法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2） 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｼﾝｸﾀﾝｸをつくる会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、ｺﾐｭﾆﾃｨ・ｼﾝｸﾀﾝｸをつくる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上